令 和 ８ 年 ９ 月

第 ５ 回 （ 定 例 会 ）

香 芝 市 議 会 議 案

香　芝　市

目　　　　　次

報第６号	令和７年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について－－１頁
報第７号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について－－３頁
報第８号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について－－－５頁
報第９号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について－－－７頁
報第１０号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について－－９頁
報第１１号	香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について－－１３頁
報第１２号	香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－１６頁
報第１３号	香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－１９頁
報第１４号	香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－２２頁
報第１５号	香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について－－－－－－－－－－２５頁
議第３６号	香芝市更生支援の推進に関する条例を制定することについて－－－２８頁
議第３７号	香芝市景観条例を制定することについて－－－３２頁
議第３８号	香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて－－－－－－－－－－３９頁

議第３９号	香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正することについて――――――――――――――――――――４１頁
議第４０号	令和８年度香芝市一般会計補正予算（第４号）について――――――――――――――――――――――――――４３頁
議第４１号	令和８年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第１号）について――――――――――――――――――――――――４４頁
議第４２号	指定管理者の指定について――４５頁
認 第 １ 号	令和７年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について――――――――――――――――――――――――――４７頁
認 第 ２ 号	令和７年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について――――――――――――――――――――――４８頁
認 第 ３ 号	令和７年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について――――――――――――――――――――４９頁
認 第 ４ 号	令和７年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について――――――――――――――――――――――５０頁
認 第 ５ 号	令和７年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について――――――――――――――――――――――５１頁
認 第 ６ 号	令和７年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の認定について―――――――――――――――――――――５２頁
認 第 ７ 号	令和７年度香芝市下水道事業会計決算の認定について――――――――――――――――――――――――――――５３頁
同第１７号	香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて――――――――――――――――――――――５４頁
同第１８号	香芝市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて――――――――――――――――――――――５５頁
諮 第 ４ 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて――――――――――――――――――――――――――――５６頁

諮 第 ５ 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて------ ---５７頁
諮 第 ６ 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて------ ---５８頁
諮 第 ７ 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて------ ---５９頁

報第６号

令和７年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

香芝市の令和７年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、次のとおり報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

健全化判断比率及び資金不足比率の状況（令和７年度）

香　芝　市

1　健全化判断比率（第３条第１項関係）

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ （１２．５９）	－ （１７．５９）	９．７ （２５．０）	４３．５ （３５０．０）

２　資金不足比率（第２２条第１項関係）

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業	－ （２０．０）

備考

１　実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は、「－」を記載する。

２　香芝市の早期健全化基準及び経営健全化基準を括弧内に記載する。

報第７号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月１４日

香芝市長　三　橋　和　史

１　相手方

所在地　生駒市辻町７５３番地

名　称　フリーカラーズ　合同会社（運転者　[redacted]）

２　事故の概要

令和８年３月３０日午前１１時３０分頃、志都美小学校入口交差点を南方向へ直進していたところ、当方の左前部と東側から左折しようと進入してきた相手車の右前部が接触し、双方とも破損したものである。

３　和解条項

(1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償の額が１６，２４０円であることを認め、これを相手方の損害賠償の額と相殺する。

(2) 香芝市及び相手方は、本件事故に起因して破損したガードレールに係る損害賠償責任を本件事故の責任の割合に応じて負担する。

(3) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

４　所管課

市長公室秘書広報課

報第８号

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月１４日

香芝市長　三　橋　和　史

１　相手方

住所　奈良市登大路町３０番地

氏名　奈良県知事　山下　真

２　事故の概要

令和８年３月３０日午前１１時３０分頃、志都美小学校入口交差点を南方向へ直進していたところ、当方の左前部と東側から左折しようと進入してきた相手車の右前部が接触したため、相手車がガードレールに接触し、当該ガードレールを破損させたものである。

３　損害賠償額

金３３，８１４円

４　所管課

市長公室秘書広報課

報第９号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月４日

香芝市長　三　橋　和　史

１　相手方
住所　香芝市今泉[redacted]
氏名　下寺自治会　自治会長　森田　政良
２　事故の概要
令和８年６月２日午前１１時００分頃、香芝市今泉２８２番地１下寺集会所敷地内において後退したところ、当方の左後部が同敷地内の手すりに接触し、破損させたものである。
３　和解条項
(1)　香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として１５１，８００円の支払義務があることを認め、これを支払う。
(2)　香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。
４　所管課
市民環境部廃棄物対策課

報第１０号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月２７日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１９条」を「第２０条」に、「第２０条」を「第２１条」に、「第２１条」を「第２２条」に、「第２４条」を「第２５条」に、「第２５条」を「第２６条」に、「第２６条」を「第２７条」に、「第２７条」を「第２８条」に改める。

第２７条を第２８条とする。

第２６条中「第２１条第９号」を「第２２条第９号」に、「第２３条」を「第２４条」に、「第２４条」を「第２５条」に改め、第２章第３節中同条を第２７条とし、第２５条を第２６条とする。

第２章第２節中第２４条を第２５条とし、第２１条から第２３条までを１条ずつ繰り下げる。

第２章第１節中第２０条を第２１条とする。

第１章中第１９条を第２０条とし、第１４条から第１８条までを１条ずつ

繰り下げ、第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

報第１１号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

　香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月２７日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「市」を「香芝市」に改め、同条第５号中「第４３条第２項」を「第４３条第４項」に改め、同条第６号中「子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。以下「令」という。）第４条第１項第１号」を「法第２７条第１項」に改め、同条第７号中「令」を「子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。以下「令」という。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報第１２号

香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月１０日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例

（香芝市監査委員条例の一部改正）

第１条　香芝市監査委員条例（平成５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第７条中「その翌日とする。」を「その翌日」に改める。

第１０条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に、「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

（香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正）

第２条　香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

第２条中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改める。

（香芝市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　香芝市下水道事業の設置等に関する条例（昭和４３年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

報第１３号

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月１０日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

（香芝市子ども医療費助成条例の一部改正）

第１条　香芝市子ども医療費助成条例（平成３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第４項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第２条中「本市」を「香芝市」に改める。

（香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第２条　香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成３年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第２項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（香芝市心身障害者（児）医療費助成条例の一部改正）

第３条　香芝市心身障害者（児）医療費助成条例（平成３年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第２項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第２条第１号中「本市」を「香芝市」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

報第１４号

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の
専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月１３日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

香芝市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表中７の項を削り、８の項を７の項とし、９の項から１１の項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和８年９月１日から施行する。

報第１５号

香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月２日報告

香芝市長　三　橋　和　史

専　決　処　分　書

香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月１７日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

香芝市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１４年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第３条第２項中「本市」を「香芝市」に改める。

第４条第１項中「前条に規定する」を「前条第１項の規定による」に、「第２１条第２項の規定に基づき」を「第１８条の３第１項の規定により」に改め、同条第２項中「前項の」及び「の各号」を削る。

第６条中「基づく」を「よる」に改める。

第７条第３項中「本市」を「香芝市」に改める。

第８条第１項第２号中「基づき」を「より」に改め、同条第２項中「第４号」の次に「の規定」を加え、同条第３項中「前条の」を「前条第１項又は第２項の規定による」に改める。

第９条第２項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第１２条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第３６号

香芝市更生支援の推進に関する条例を制定することについて

香芝市更生支援の推進に関する条例を次のとおり制定する。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市更生支援の推進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、香芝市（以下「市」という。）における更生支援に関し、その基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市の責務並びに関係団体等及び市民等の役割を明らかにするとともに、更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって罪に問われた者等を含む全ての市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 罪に問われた者等　再犯の防止等の推進に関する法律（平成２８年法律第１０４号。以下「法」という。）第２条第１項の犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。

(2) 更生支援　罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動をいう。

(3) 関係団体等　更生支援に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。

(4) 関係機関等　国、奈良県その他の関係機関及び関係団体等をいう。

(5) 市民等　市民及び香芝市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第３条　更生支援に関する施策は、罪に問われた者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために生活上の困難を抱えていることを踏まえ、市民等の理解及び協力を得ながら、罪に問われた者等の個々の特性及び事情に応じて必要な支援を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく地域社会を共に構成する一員となることができるよう行わなければならない。

２　更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が個人として尊重されるべきであること及びその意思が尊重され、その状況に応じて必要な支援を適切に受ける権利を有することを前提として行わなければならない。

３　更生支援に関する施策は、市、関係機関等及び市民等が、それぞれの役割を踏まえた連携の下に、罪に問われた者等が刑事上の手続の対象となったときから地域社会において自立した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を早期に、かつ、切れ目なく行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民等の理解及び協力を得ながら、関係機関等と連携し、罪に問われた者等の個々の特性及び事情に応じて必要な支援を総合的に行うものとする。

（関係団体等の役割）

第５条　関係団体等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰のため、市と連携し、それぞれの役割に応じて必要な支援を適切に行うよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第６条　市民等は、更生支援の重要性について理解を深めるとともに、市が実施する更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（連携、情報の提供等）

第７条　市は、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携の確保に努めるとともに、関係機関等と更生支援に関する情報及び意見の交換を行う機会を設けるものとする。

２　市は、更生支援に関する施策を実施するに当たり、関係機関等に対して、必要な情報を適切かつ速やかに提供するものとする。

（就労の支援）

第８条　市は、罪に問われた者等が就労し、自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連携し、協力雇用主（法第１４条に規定する協力雇用主をいう。以下同じ。）の確保、就労の機会の確保その他の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保の支援）

第９条　市は、罪に問われた者等のうち、住居を確保することができないものに対して、関係機関等と連携し、住居の確保に係る支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供による支援）

第１０条　市は、罪に問われた者等が自立した生活を営む上での困難を有する場合は、その心身及び生活の状況に応じて、生活保護、障害福祉、医療、精神保健及び介護に関する支援その他の必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するとともに、当該保健医療サービス及び福祉サービスが継続的かつ適切に行われるよう、関係機関等と連携するものとする。

（非行少年に対する支援）

第１１条　市は、非行少年（法第２条第１項の非行少年をいう。以下この条において同じ。）及び非行少年であった者が早期に立ち直り、再び非行少年と

なることを防止するため、その心身及び生活の状況に応じて学校等の関係機関等、家庭及び地域社会と連携し、及び協力し、非行少年の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援、地域社会及び他者との関わりを持つことにより地域社会において孤立しない居場所を確保することその他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域の活動への参加の促進）

第１２条　市は、罪に問われた者等の円滑な社会復帰のため、関係機関等と連携し、地域の活動への参加を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

（市民等の理解の促進）

第１３条　市は、更生支援の重要性について市民等の理解を深め、その協力を得られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（市民等の更生支援活動に対する支援）

第１４条　市は、保護司会（保護司法（昭和２５年法律第２０４号）第１３条第1項の保護司会をいう。）、協力雇用主その他民間の団体又は個人が行う更生支援に関する活動の促進を図るため、研修の実施、情報の提供、連携の調整等の必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第１５条　市は、更生支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第３７号

香芝市景観条例を制定することについて

香芝市景観条例を次のとおり制定する。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市景観条例

（目的）

第１条　この条例は、良好な景観の形成について、香芝市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ先導的に推進し、もって潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　良好な景観は、自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されたものであり、市民、事業者及び民間団体（以下「市民等」という。）及び市が協働で整備、保全及び創出を図り、良好な景観を次世代へと継承しなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共事業を実施する責務を有する。

３　市は、良好な景観の形成に関する市民等の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

（市民の責務）

第４条　市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、地域のまちづくり及び地域間の交流の担い手として、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（景観計画）

第６条　市長は、市内の良好な景観の形成を総合的かつ先導的に推進するため、景観計画（法第８条第１項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

２　市長は、景観計画の区域内において、特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある区域（以下「重点景観形成区域」という。）を定めることができる。

３　重点景観形成区域における法第８条第２項第２号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、重点景観形成区域ごとに定めることができる。

（届出を要する行為等）

第７条　法第１６条第１項第４号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

２　法第１６条第１項第４号に掲げる行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

３　前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

４　法第１６条第１項第４号に掲げる行為に係る同項の規定により届け出なければならない事項は、行為をしようとする者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに行為の完了予定日とする。

５　法第１６条第１項第４号に掲げる行為に係る同条第２項の規定により届け出なければならない事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第１項の届出に係る行為が同条第７項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

６　景観法施行規則（平成１６年国土交通省令第１００号）第１条第２項第４号の条例で定める図書は、法第８条第４項第２号の規定により景観計画に定める基準（以下「景観形成基準」という。）への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

７　法第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 規則で定める仮設の建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更
(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
イ　農業又は林業を営むために行うもの
ロ　堆積の期間が３０日を超えて継続しないもの
(4) 他の法令又は条例の規定により、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの
(5) 法第１６条第１項各号に規定する届出を要する行為（同項第２号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの
(6) 前号に規定する規則で定める工作物以外の工作物に係る行為
８　前項第５号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、重点景観形成区域ごとに定めることができる。

（届出を要する行為に係る事前の助言）

第８条　法第１６条第１項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめその内容について、規則で定めるところにより、市長に必要な助言を求めることができる。

２　市長は、前項の規定により助言を求められたときは、香芝市附属機関設置条例（平成２５年条例第５号）別表第１に規定する香芝市景観審議会（以下「審議会」という。）に意見を聴くことができる。

（勧告の手続等）

第９条　市長は、法第１６条第３項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、法第１６条第３項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

（特定届出対象行為）

第１０条　法第１７条第１項の規定による条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

（変更命令等の手続）

第１１条　市長は、法第１７条第１項又は第５項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（行為の完了の届出）

第１２条　法第１６条第１項又は第２項の規定による届出（同条第１項第１号又は第２号に掲げる行為に係るものに限る。）を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（景観形成基準に係る配慮義務等）

第１３条　法第１６条第１項又は第２項の規定による届出を要しない場合においても、景観計画の区域内において、同条第１項第１号、第２号若しくは第３号又は第７条第１項第１号若しくは第２号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（既存の建築物等に対する措置の求め）

第１４条　市長は、景観計画の区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物又は第７条第７項第５号に規定する規則で定める工作物を所有し、又は管理する者に対し、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等）

第１５条　市長は、法第１９条第１項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第２８条第１項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

３　前２項の規定は、法第２７条第１項若しくは第２項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第３５条第１項若しくは第２項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第１６条　法第２５条第２項の規定により定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第１７条　法第３３条第２項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、枝葉の手入れその他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

（景観への理解を深めるための施策等）

第１８条　市は、市民等が、良好な景観の形成について理解を深めるとともに、良好な景観の形成に関する取組を積極的に進めることができるよう、良好な景観の形成に関する知識の普及、学習の支援その他の必要な施策を実施するものとする。

２　市は、市及び市民等が、連携し、又は協働して、良好な景観の形成を推進することができるよう、相互の交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

（委任）

第１９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第１５条から第１７条までの規定は、令和９年７月１日から施行する。

（景観計画に関する経過措置）

２　この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、奈良県景観計画（平成２１年奈良県告示第４０号）を市の景観計画とみなして、第７条から第１４条までの規定を適用する。

（行為の届出等に関する経過措置）

３　施行日の前日までに、奈良県知事に法第１６条第１項又は第２項の規定による届出（同条第１項第１号又は第２号に掲げる行為に係るものに限る。）

を行った者が施行日以後に当該届出に係る行為を完了したときは、当該届出を行った者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（香芝市附属機関設置条例の一部改正）

4　香芝市附属機関設置条例（平成２５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１香芝市景観計画審議会の項中「香芝市景観計画審議会」を「香芝市景観審議会」に、「景観計画についての」を「良好な景観の形成を推進するために必要な」に、「審査期間」を「２年」に改める。

議第３８号

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正することについて

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表４６の項中「１２，０００円」を「１６，０００円」に、「４，０００円」を「４，０００円（弁護士又は医師の委員にあっては、５，５００円）」に改め、同表４７の項中「１２，０００円」を「１６，０００円」に、「４，０００円」を「４，０００円（弁護士又は医師の委員にあっては、５，５００円）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬については、なお従前の例による。

議第３９号

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する
ことについて

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例（平成２８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「基づき」を「より」に改める。

第３条第１項中「の各号」を削り、同項第１号中「白鳳台」を「関屋白鳳台」に改め、同項第２号中「旭ケ丘」を「旭ケ丘高山台」に改め、同項中第５号を削り、第６号を第５号とし、同項に次の１号を加える。

(6) 香芝市スポーツ公園シャトルバス

第５条に次のただし書を加える。

ただし、利用者が１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者であって規則で定めるものであるときは、使用料は無料とする。

第６条中「使用料」の次に「（１日乗車券及び１か月定期券の使用料を除く。）」を加える。

第７条ただし書及び第１０条中「責」を「責め」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第５条関係）

区分	使用料
１乗車	１００円
１日乗車券	２００円
１か月定期券	３，０００円

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第３条第１項の改正規定（同項に１号を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第４０号

令和８年度香芝市一般会計補正予算（第４号）について

令和８年度香芝市一般会計補正予算（第４号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

議第４１号

令和８年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第１号）
について

令和８年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

議第４２号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

1　管理を行わせる施設の所在地及び名称

(1) 香芝市北今市五丁目６３１番地５
　　下田学童保育所
(2) 香芝市五位堂二丁目３００番地１
　　五位堂学童保育所
(3) 香芝市畑四丁目９５番地５
　　二上学童保育所
(4) 香芝市関屋北五丁目７番１号
　　関屋学童保育所
(5) 香芝市良福寺６６５番地２
　　三和学童保育所
(6) 香芝市今泉１０４番地１
　　志都美学童保育所
(7) 香芝市鎌田３７０番地
　　鎌田学童保育所

(8) 香芝市真美ヶ丘三丁目２番１３号
　　真美ヶ丘東学童保育所
(9) 香芝市真美ヶ丘五丁目４番１６号
　　真美ヶ丘西学童保育所
(10) 香芝市旭ケ丘三丁目１番地３
　　旭ケ丘学童保育所

２　指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者
東京都調布市調布ヶ丘三丁目６番地３
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役　山田　智治

３　指定の期間
令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

認第１号

令和７年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和７年度香芝市一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

認第２号

令和７年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和７年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

認第３号

令和７年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和７年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

認第４号

令和７年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和７年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

認第５号

令和７年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

令和７年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

認第６号

令和７年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和７年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

認第７号

令和７年度香芝市下水道事業会計決算の認定について

令和７年度香芝市下水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

同第１７号

香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和８年９月３０日付けで任期満了予定の香芝市教育委員会の委員の任命について、次の者を本市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

住　　所	氏　名	生 年 月 日
[redacted]	平　越　國　康	[redacted]

同第１８号

香芝市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

令和８年９月３０日付けで任期満了予定の香芝市公平委員会の委員の選任について、次の者を本市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

住　　　　所	氏　　名	生 年 月 日
[redacted]	下　村　敏　博	[redacted]

諮第４号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

住　　　所	氏　　名	生 年 月 日
[redacted]	吉　田　未栄子	[redacted]

諮第５号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

住　　　所	氏　　名	生 年 月 日
[redacted]	大　西　吉要子	[redacted]

諮第６号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

住　　所	氏　名	生年月日
[redacted]	青　木　恒　夫	[redacted]

諮第７号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和８年９月２日提出

香芝市長　三　橋　和　史

住　　　　所	氏　　名	生 年 月 日
[redacted]	小　原　恵　子	[redacted]